

徳島県企業管理規程第四号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の（一）の徳島県知事の項中「県土整備部流域水管管理課」を「県土整備部水管
理政策課」に改め、同表の（一）の総合管理推進センター所長の項中「総合管理課」を「
運転制御課」に改め、同表の（一）の那賀警察署長の項中「那賀警察署長」を「阿南警察
署長」に改め、同表の（二）の阿南警察署長の項を削る。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。